

町有財産売払募集要領（公募先着順）

羽幌町が所有する土地について、住宅用地として次のとおり先着で売払います。

1 売払区画

所在・地番	地目	公簿面積	売却価格
羽幌町栄町 103 番 48	宅地	397.89 m ² (約 120.36 坪)	1,719,000 円 (坪単価 約 14,300 円)

※土地境界に境界標が設置されています。

※用途地域：第一種中高層住居専用地域、建ぺい率：60%、容積率：200%

※境界線上の一部に隣地所有者が管理する工作物（塀）が存在します。

2 申込みの条件

申込みできるのは、個人に限ります。ただし、次のいずれかに該当する方は、申込みすることができません。

- (1) 羽幌町民ではない方（住宅建設までに転入する方は除く）。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する方。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 6 号に規定する暴力団員。
- (4) 町税及び使用料等（上下水道使用料含む）に滞納がある方。

3 売払いの条件

売払いには次の条件を付しますので、申込み前に必ずご確認ください。

- (1) 羽幌町民（転入予定者含む）で、売買契約締結から 3 年以内に自らが居住する住宅の建設に着手できる方。
- (2) 売払いから 5 年間は、第三者へ所有権の移転及び貸付けをしないこと。
- (3) 隣地との境界線上にある隣地所有者管理の工作物の一部が、売買物件に越境していることを容認すること。また、その越境物の取扱いに関する覚書を、羽幌町と隣地所有者との間で取り交わしているため、その内容を承継すること。

4 申込み

「普通財産（土地）購入申込書」及び「誓約書」に必要事項を記載し、必ず持参により申込みください。

- | | |
|----------|---|
| ■ 申込受付期間 | 令和8年3月31日（火）まで
土・日曜、祝日、年末年始を除く
午前8時45分～午後5時30分 |
| ■ 申込受付場所 | 羽幌町財務課管財係（役場庁舎2階）
〒078-4198 羽幌町南町1番地の1
電話 0164-68-7001（課直通） |

5 買受予定者の決定

先に有効な申込みをされた方を買受予定者として決定し、契約の手続き方法とともにお知らせします。

6 売買契約の締結と契約保証金の納付

- (1) 買受予定者決定のご案内から、原則7日以内に売買契約を締結していただきます。契約案内文書に納入通知書を同封しますので、契約保証金200,000円をお支払ください。
- (2) 契約保証金をお支払後、売買契約を締結します。なお、契約方法は、書面契約（従来の紙による契約）または電子契約となります。

■ 書面契約の場合

次のものを持参し、財務課管財係までお越してください。

なお、契約書（町保管のもの1部）に貼付する収入印紙は、買受予定者の負担となります。

- ・ 契約保証金領収書（写し）
- ・ 収入印紙（1,000円）
- ・ 印鑑（印鑑登録済のもの）
- ・ 印鑑登録証明書

■ 電子契約の場合

電子契約については、羽幌町 HP「事業者向け情報 - 電子契約について」のページをご確認ください。

- ① 契約保証金領収書（写し）を提出してください。
- ② 羽幌町から電子署名依頼メールを送信しますので、契約書の内容を確認し、署名手続きを完了してください。
- ③ 買受予定者、羽幌町双方の署名完了後、電子署名完了メールが届きますので、契約締結済みの文書をダウンロードしてください。

- (3) 契約保証金は、下記8のとおりその全額を売買代金に充てますが、買受予定者の都合で契約解除となった場合は、契約保証金は返還しません。

7 住宅建設着手の確認

建築確認申請をし、建築確認済証が交付されましたら、次のものを財務課管財係に提出してください。

- ・建築確認済証（写し）
- ・所有権移転申出書

8 売買代金の支払い

上記7により住宅建設の着手を確認できましたら、納入通知書を発行しますので、売買代金（契約保証金を差引いた額）をお支払ください。

なお、支払期限は納入通知書の発行日から20日以内となります。

9 所有権の移転・物件の引渡しと所有権移転登記

(1) 所有権は、売買代金が完納されたときに羽幌町から買受予定者に移転し、同時に現在の状態のまま物件の引渡しがあったものとします（現地での引渡しは行いません。）。

(2) 所有権移転登記は羽幌町が行いますので、次のものを持参し、財務課管財係までお越しください。

なお、所有権移転登記に必要な登録免許税分の収入印紙は、買受予定者の負担となります。

- ・売買代金領収書（写し）
- ・住民票抄本（住民票コード付）
- ・印鑑
- ・登録免許税分の収入印紙 ※金額は納入通知書送付の際にお知らせします
- ・土地受領書 ※納入通知書送付の際に同封します

(3) 所有権移転登記が完了次第、買受予定者に登記識別情報及び登記完了証をお渡しします。

10 その他の注意事項

(1) 上記のとおり、物件の引渡しは現在の状態のままで行いますので、現地、現況、近隣状況を確認したうえで、お申込みください。（引渡し時点で隣地の越境物や残置物がある場合も、羽幌町で解消するための交渉等を行いません。）

(2) 買受予定者は、売買契約締結後、契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることはできません。

(3) 地下埋設物、地盤調査等の物件に関する個別調査は行っていません。

(4) 土地は、公募地積にて売買します。羽幌町は新たな境界明示・確認・立会い・測

量は実施しません。

11 お問い合わせ先

羽幌町財務課管財係（役場庁舎 2 階）

〒078-4198 苫前郡羽幌町南町 1 番地の 1

電話 0164-68-7001（課直通）